フランスの市町村広域連合における市民参加の 制度的枠組み

----「リール・メトロポール・ヨーロッパとその開発評議会の 間の協力枠組み」(2015年) ----

中田晋自

【解説】

コミューン¹⁾の合併が進まないまま、現在もなお36,000余りが存在するフランスでは、その代わりとして「コミューン間協力型広域行政組織(Établissement Public de Coopération Intercommunale)」²⁾(以下、EPCI と表記)と呼ばれる自治体広域連合が1960年代以降数多く設立されてきた。

フランス北部のリール市では、1968年1月1日、同市を中心都市とする EPCI の「リール都市共同体(Communauté urbaine de Lille)」が設立され、1996年に「リール・メトロポール大都市圏共同体(Lille Métropole Communauté urbaine)」(以下 LMCU と表記)へと改組され、より直近のところでは「地方公共活動の近代化およびメトロポールの確立に関する2014年1月27日の2014-58号法律」³⁾(以下 MAPAM 法と表記)により2015年1月1日付で「リール・メトロポール・ヨーロッパ(Métropole Européenne de Lille)」(以下 MEL と表記)へと移行している⁴⁾。

MELには、各構成コミューンの議会から派遣される代議員により組織される代表制機関としての「メトロポール評議会(Conseil de la métropole)」とは別に、地元の各種団体や市民社会組織が参加する「開発評議会(Conseil de développement)」 $^{5)}$ が設置され、様々な専門分野に関する政策の立案や実施後の評価をおこなっている。同評議会は、リール市長で社会党のマルティーヌ・オブリ(Martine AUBRY)がメトロポール評議会の議長を務めていた LMCU 時代の2002年3月に設立され、様々な活動に取り組んできた。

しかし、2014年3月のコミューン議会選挙の結果、LMCUのメトロポール 評議会における構成が大きく変わり、同評議会内で互選される議長職(最大会派のリーダー)が社会党のオブリから無所属のダミアン・カステラン(Damien CASTELAIN)に移行した。このことは、これまでオブリ議長の下で進められてきた開発評議会の活動について、カステラン新議長の方針に基づいて見直しをおこなう必要が生じたことを意味する。

さらにその後、上述のように EPCI としての LMCU が MEL へ改組されたことから、MEL と開発評議会との関係を改めて整理すべく、両者が2015年4月に締結したのが「リール・メトロポール・ヨーロッパとその開発評議会の間の協力枠組み」のであり、本資料・翻訳はその全訳である。

* * *

リール・メトロポール・ヨーロッパとその開発評議会の間の協力枠組み 第1編 パートナー間のガヴァナンス

【第1条】開発評議会担当副議長の任命

メトロポール評議会議員と開発評議会との関係を円滑にするため、MEL 議長は開発評議会との諸関係の調整およびその事業の監査を担当する副議長(以下開発評議会担当副議長と表記)を指名する。この開発評議会担当副議長は開発評議会議長との特権的な交渉担当者である。

【第2条】開発評議会議長

開発評議会議長は開発評議会を代表する。議長は年に1回メトロポール評議 会に出席する。

開発評議会議長は、開発評議会の代表に関する諸任務の範囲において、代表権を一時的に同評議会副議長へ委ねることができる。

【第3条】調整委員会

開発評議会担当副議長は調整委員会の組織を担当し、その議長を務めるとと

もに、開発評議会議長をこれに招請する。開発評議会担当副議長は開発評議会 と共同で策定した議事に応じて、これに必要と認められるメトロポール評議会 の議員や MEL の専門職員を出席させる。

開発評議会議長は、開発評議会副議長や他のあらゆる者(MEL 事務局のメンバーと開発評議会全体会のメンバーの双方ないしいずれか、および専門チームのメンバー)を自由に関与させることができる。

開発評議会担当副議長と開発評議会議長は対等に代表権を有する。

同委員会は、年に少なくとも3回開催され、いずれの回も開発評議会担当副 議長または開発評議会議長の要請を必要とする。

調整委員会では、とりわけ次のことを検討する。

1. 開発評議会の内規改正案(検討ののち、開発評議会総会で採択)

内規5.2条に従い、内規の改正に関する諸提案は、開発評議会での票決にかけられる前に、MEL議長から助言を受ける。

同様に、メトロポール評議員会の新たな議決が、開発評議会を組織し、これに変更を加えてきた諸規定を修正する場合、開発評議会の内規も当然に改正される。

2. 活動年次計画の準備および監査

活動計画が採り上げるのは、とりわけ次の諸点である。

- -MELメトロポール評議会の議員により表明された付託および付託案
- ―開発評議会により発議された自己付託および自己付託案
- ―開発評議会の事業に関連し、同評議会により組織される例外的事項
- 一全体会
- ―メトロポールの討論カフェ
- 一開発評議会内の常任作業部会、とりわけ後述の各種委員会および渉外委員 会の活動計画

活動計画を策定したのち、開発評議会担当副議長と討議すべく、開発評議会ないしはプロジェクトにおいて扱われるテーマが、各委員会において検討される。

3. 開発評議会に割り当てられる<u>予算見積もり</u>(利用可能な諸手段を含む)および上述した活動計画の準備や実現と固く結びついた予算執行に対する監査

開発評議会の活動計画と予算見積もりに関する翌年度の検討と承認は、当該年度の第3期(trimètre)における調整委員会の議事日程に含まれる。

- 4. とりわけ開発評議会の事業の実施に関する MEL と開発評議会の関係に関する定期的な総合評価。この枠組みにおいて、調整委員会は事業の進展に向けて着手可能なのはどこなのか特定できるようになるであろう。
- 5. 開発評議会の定期的な評価に必要な諸手段およびそれらを用いた検討によ り導き出された結果

【第4条】メトロポール評議会議員との関係

メトロポール評議会議員との紐帯は極めて重要である。同議員は実際主要な 出資者であると同様に、開発評議会の意見を伝えるべき第一の名宛て人でもあ る。

開発評議会における事業の推進とその継続には、各テーマに精通したメトロポール評議会議員との定期的で充実した交流が必須である。MEL はこの目的を追求する上で必要となる、次に示すすべての機会を開発評議会が利用することを望んでいる。

- ・開発評議会議長は、メトロポール評議会に対して開発評議会の活動レポートの概要や事業の見通しについて説明すべく、MEL 議長により年に1回メトロポール評議会へ招請される。その際、メトロポール評議会議員との計議がおこなわれる。
- ・開発評議会は、関係する各種委員会の委員長から事前に同意を得たのち、 当該委員会における発言の申請を回数の制限なくおこなうことができる。
- ・開発評議会は、同評議会の事業において面会することが適切と判断される 1名ないし複数名のメトロポール評議会議員を、MEL議長および開発評 議会担当副議長に対し事前に通知した上で、招請することができる。
- ・調整委員会は、開発評議会担当副議長から開発評議会への依頼に基づいて、同委員会の議事に関係するメトロポール評議会議員へ公開される。
- ・開発評議会は、MEL 議長および開発評議会担当副議長に対し事前に通知 した上で、1名ないし複数名のメトロポール評議会議員を開発評議会が組

織する全体会、討論カフェ、その他のイベントに招請することができる。 開発評議会の事業の効果的な周知は、メトロポール評議会議員との協働にお ける基本的な要素である。そのため、開発評議会は次のものに取り組むものと する。

- ・各テーマに精通したメトロポール評議会議員と協力し、最低でも ICT を 用いて、各テーマに関連する資金の申請期限や目的そしてイベントの情報 を提供する。
- ・開発評議会の年次活動計画が承認されたら、メトロポール評議会議員全体にこれを周知するとともに、事後的に重要な修正があった場合は、その都度彼らに情報を提供する。われわれは、とりわけ重要な修正によるスケジュールの大きな変更を把握し、いずれかの提案によるすべての追加・延期・中止を把握する。
- ・MEL 議長および開発評議会担当副議長に対し事前に通知した上で、開発 評議会の全体会において承認を受けた開発評議会による検討作業の結論 を、メトロポール評議会議員全体に周知する。

【第5条】MEL 諸部局との調整

MELは「戦略的計画化とガヴァナンス」部門のなかから開発評議会とメトロポール諸部局との間の関係促進を担う1名の専門担当技官を指名する。

この技官は、開発評議会担当副議長の責任の下、開発評議会の専門チームと 連携して、とりわけ次の事項を担当する。

- ・開発評議会の活動の恒常的な監査(活動が MEL の諸政策と有機的に結合 し、一体性のあるものとなるよう注意を払う)
- ・開発評議会の予算およびメンバーの改選に関する監査
- ・協力枠組みの実施に関する監査
- ・開発評議会への MEL 諸部局からの提案依頼とその承認プロセスの管理
- 調整委員会の組織と事務局
- ・メトロポール評議会における開発評議会関連の議決の作成・編成・監査およびメトロポール評議会における開発評議会議長の年次報告の組織

・開発評議会の事業の実施に関する分析(とりわけ開発評議会の専門チーム との連携により、特別な指標の設定を通じておこなわれる)

開発評議会は、付託および自己付託の枠組みを通じて、MELの専門職員に 意見を述べることができる。

開発評議会にとって、[MEL 諸部局との] こうした諸関係は、事業全体を通じて開発評議会メンバーの慣習知(l'expertise d'usage)⁷⁾の恩恵にあずかる諸部局が、付託ないし自己付託の枠組みにおいて策定された様々な提案を、最も適切で、最も現実的で、最も有効なものとするためには、不可欠のものである。

【第6条】事業実施に関する評価および分析

開発評議会は、MEL や制度、そして社会の変化に継続的に適応できるよう、MEL の支援の下、その活動や任務に関する評価を実施する。この評価の手続は、メトロポール評議会の任期中に少なくとも1回実施する。

他方、開発評議会の事業の実施結果分析は継続的におこなわれる。とりわけ 重要なのは、開発評議会の事業を MEL が評価する際の基準を確定し、MEL に よる公共政策をより充実したものとすべく、開発評議会による提案の持続的な 改善を可能とすることである。

こうしたプロセスは、開発評議会とメトロポール評議会議員や諸部局との関係強化、そして開発評議会の事業の重点化に貢献するものである。

こうしたパースペクティブの下、開発評議会の事業が MEL による現在および将来の諸政策に対して及ぼす影響を測定するため、次の2つの措置をとる。

- ・開発評議会により設立される事業結果分析委員会:限定されたメンバーで 構成される同委員会が、関係するメトロポール評議会議員や諸部局との協 働において、これらの分析をおこなう。
- ・MEL は、開発評議会の専門チームおよび関係する MEL の各種部局と連携 して特別な指標の設定およびそれに基づく監査をおこなうため、開発評議 会との関係推進を担う専門担当技官を配置する。

結果の分析に関するこれらの取り組みは、少なくとも年1回調整委員会において公表される。

【第7条】地域間および国境横断的諸関係

「地方公共団体一般法典」の L.5217-9条(MAPAM 法の第43条第5項)は次のように規定している。すなわち、「リール・メトロポール・ヨーロッパおよびストラスブール・ユーロメトロポールは、自らがメンバーとなっている近隣諸国の地方の公的機関、国境横断型協力組織、および欧州地域間協力連合を、メトロポール評議会の内規が定める方法に従い、当該メトロポールの開発評議会の事業に関与させる」と。

開発評議会は、現在でもすでにユーロメトロポール・フォーラムの設立時からのメンバーであり、同フォーラムには地元の市民社会組織の代表者たちが参加している。

同法の新しい諸規定に従い、開発評議会は次の点に取り組む。

- ・国境横断型参加民主主義諸機関(ユーロメトロポール・フォーラム、ワロニー・ピカルディ開発評議会、トランスフォーラムなど)との共同事業のテーマを毎年決定する。こうした共同事業は、共同計画(各種イベント、様々な貢献など)の組織化へと帰結しうる。
- ・そうしたそれぞれの共同事業において、その内容や形態に基づくディメン ジョンの統一を図る:ロードマップの決定、国外パートナー(市民社会組 織、欧州地域間協力グループ、その他)との協力。
- ・関係する国外パートナー(ベルギーの公的機関、欧州地域間協力グループ、参加民主主義機関)に事業を周知する。

同様に、開発評議会は開発評議会の全国連絡会議とレジオン連絡会議にそれらの設立時から参加している。これらの連絡会議によって、市民社会組織の国際的関係構築やメンバーとして参加している開発評議会により推進されている実践や経験の交流が可能となる。

MELの開発評議会は、これらの調整に傾注するとともに、そこでの共同事業を推進する。

第2編 付託および自己付託に関する諸規則

【第8条】一般的諸措置

開発評議会の自己付託および自己付託案は前年度における次年度活動予定プログラムのなかに組み込まれ、当該年度の第4四半期の間に検討・承認される。その場合でも、この活動予定プログラムは、その途中で提起される可能性のある他のプロジェクトを考慮して、変更される余地がある。こうした他のプロジェクトへの適応は、必要となる変更がもたらす財政的影響について明示された後、調整委員会の意見に従っておこなわれる。

開発評議会は、その事業を十全に実施するため、MELの諸部局により作成されたすべての公文書へのアクセスを要請するとともに、開発評議会担当副議長への事前報告の後、関係する MEL のメトロポール評議会議員や専門職員から意見聴取することができる。

開発評議会により策定された意見書および助言(contribution)は諮問的である。MEL はメトロポールの諸政策の構想・実施・監査のための独自の事業を十全なものとするため、それらに十分配慮する。

開発評議会の諸提案は、その全体会における承認に向けた公表に先駆けて、 MELの開発評議会担当副議長に報告される。

また開発評議会の全体会により承認された意見書および助言は公表され、メトロポール評議会議員への周知(メールでの周知、評議会の際の机上配布など)の対象となる。それらは同評議会の公式サイトからも電子媒体をダウンロードできるようにする。

開発評議会の事業に関する公示は、関係する各種委員会の委員長から同意を 得た上で、当該委員会でも検討されることがある。

【第9条】メトロポール評議会議員からの発議による付託

「地方公共団体一般法典」の L.5217-9条に従い、MEL は次の事項について 開発評議会に対する付託をおこなう。すなわち、MEL の基本方針、戦略および計画化に関する文書、そして持続ある開発の推進に向けた地域諸政策の構想 および評価である。

MEL はまた次の事項について付託をおこなうことができる。すなわち、MEL の権限および MEL の圏域に関わるすべての問題や地域横断型ガヴァナンスと MEL のパートナー地域(リール・メトロポール圏 8 、リール・コルトレイク・トゥルネー・ユーロメトロポール 9)との協力に関わるすべてのテーマである。

開発評議会へ付託があった場合は、MELの議長またはその代理たる開発評議会担当副議長に回答される。付託書の策定およびその承認は、関係するメトロポール評議会議員および MEL 諸部局との連携のもと、「戦略的計画化とガヴァナンス」部門によりおこなわれる。

すべての付託書にはいわゆる「論点」メモが付帯される。これにより、付託の問題意識とねらいを鮮明にし、開発評議会が考慮する期間と様式(形式的な意見、特別なイベントへの助言、作業グループや一機関への永続的参加など)に関する MEL の期待を明確にすることができる。付託への回答において、開発評議会は MEL の議長および開発評議会担当副議長に対し、意見書および要望書の返却方法を書面で明らかにする。このことは良好な作業の進展にとって不可欠である。

開発評議会は付託書を受理してから最長で6か月間の猶予を有する。

しかし、付託書のなかには開発評議会の意見書が最も良い条件において尊重されるよう、より短期間での回答を要するものもある。この場合、6か月という当初の回答猶予期間の短縮は、開発評議会事務局により承認される必要がある。

【第10条】開発評議会からの発議による自己付託

開発評議会は MEL に関するあらゆる問題について自らに付託をおこなうことができる。

MEL は、開発評議会がより未来予測的な考察の分野における積極的な自己付託を目指すよう奨励する。開発評議会はアイディアの発案者であり、その点では開発評議会の事業を MEL の諸権限を超えて発展させるなかで、メトロポール評議会議員とメトロポールの専門職員の活動範囲を超えていく必要がある。

開発評議会事務局が新たな自己付託を開始した場合、同事務局はこの作業の

枠組みとねらいを機会評価 (note d'opportunité) という間接的な手段で明確にし、これを MEL (とりわけ、下記のメンバー) に通知する。

- ・MEL の議長
- · 開発評議会担当副議長
- ・付託のテーマに関係する一名ないし複数名の MEL 副議長
- ・付託のテーマに関係する MEL の専門職員

第3編 開発評議会の広報

【第11条】一般的諸原則

開発評議会の自律性は独自の広報を通じて表現される。結果として、開発評議会は独自の広報ツール(公式サイト、SNS、多様な刊行物など)を有しており、同評議会がその編集方針や広報戦略をコントロールする。開発評議会は、この枠組みにおいて MEL の広報関連諸部局から技術的な支援を受けることができる。しかし、開発評議会が時としてデリケートな情報にアクセス可能となることを考えると、同評議会は機密保持条項を遵守し、これらのデータがMEL によって公表されない限り、これらを漏洩しない義務を負っている。

開発評議会の広報戦略は定期的に調整委員会における議事日程に加えられ、 そこでは MEL との意見交換がおこなわれる。

MEL は開発評議会の諸事業を広く普及させることを奨励する。MEL はまたこれらの事業の策定がより広範な人々によって共有されることを強く推奨する。メトロポール評議会議員と MEL の専門職員だけでなく、開発評議会の努力が同評議会のメンバーではないアクターや市民社会組織、とりわけ従来公的討議から遠いところにいた人々を巻き込んでいくことに向けられる必要がある。

こうしたパースペクティブにおいて、開発評議会の助言は次のような諸条件 においておこなわれる。

- ・公示される資料は取り扱われている問題に精通していない人々にも分かる ものであること。
- ・助言には総括を付すこと。これにより何が推奨され、何が問題点であるの

かが即座に特定可能となる。

・作業の結論は、メトロポールが置かれているコンテクストや MEL の活動 能力といった現実を考慮したものであること。

【第12条】市民社会組織および一般市民との関係

MELは、開発評議会が取り組んでいる諸事業の範囲内において、同評議会に一般市民向けの広報ツール(とりわけ、下記のツール)を提供する。

- ・MEL の公式サイト
- ・MEL の広報誌
- 広告ネットワーク

これらのツールの利用は MEL 広報部と連携して組織され、同部は MEL の 広報企画と調整しながら、開発評議会の要請に対応する。

より広範な市民への開発評議会の周知を確実なものとするため、同評議会は 次のことに取り組む。

- ・開発評議会の全体会は公開され、最も多くの市民が参加できる時間帯に開催される。
- ・メトロポールの討論カフェでは、既定のテーマに関する意見交換の時間が 設けられる。これらのカフェには開発評議会のメンバーでないアクターに 討論を拡大するというねらいがある。実際、これらの会合への参加を促進 するための広報がおこなわれている(ポスター、プレス、SNS など)。他 方で、これらのイベントの推進方法やこれらのイベントのメトロポール圏 域全体への周知には注意が払われる。
- ・開発評議会が取り組む諸事業の範囲内において、同評議会はより多くの市 民と協力する方策を評価する。

第4編 開発評議会に対する MEL の支援

【第13条】開発評議会が利用できる財政的諸手段

MEL は承認を受けた開発評議会の活動プログラムに関連する支出を補填するため、年に一度同評議会に予算を支給する。

本協定書の第2条および第3条に従い、開発評議会予算の年額は、調整委員会における同評議会議長との意見交換の後、MELによって定められる。

この予算は、とりわけ次の諸活動に関連する支出を補填するために支給される。

- ―開発評議会の全体会の組織
- 一メトロポールの討論カフェの組織
- ―開発評議会の広報に対するサポートおよび広報ツール
- ―開発評議会による助言の作成(作業グループの組織を含む)
- 一事業プログラムにおいて承認された開発評議会の活動に関わる特別なイベントの組織
- 一全国開発評議会連絡会議の支援(同会議により組織される諸機関や各種イベントへの開発評議会の参加によって発生する費用の負担を含む)
- ―開発評議会の定期的評価の枠組みにおける専門家への委託
- 一開発評議会の会計のために実施された任務の範囲において、メンバーにより使用された費用および活動プログラムに計上された費用(立て替えられた宿泊費・食費・移動費の返還は領収書に基づき実費でおこなわれる)

支出全体が算定年次予算に見合ったものでなければならない。

予算の支給にあたっては他方で次の点を考慮する。すなわち、開発評議会がボランティアの人々による会議体であり、主には昼間や夕方にメンバーとの会合の時間を設定しているというその活動様式の特殊性である。同評議会の事業はまた、メンバー間の懇親を図る時間を共有するチャンスでもあり、このことは公的な制度の領域とは若干異なった活動を必要とするが、しかしこれは生産性や創意工夫と矛盾するものではない。

公的支出の削減という目的から、開発評議会はまた活動費を再検討し、適正 化することで、MEL の支出削減努力に協力する。

【第14条】開発評議会に提供される専門的支援

MEL は開発評議会に対し、専門的支援を担当するチームを提供する。「開発 評議会専門チーム」と命名されたこの組織は、「戦略的計画化とガヴァナンス」 部門に設置され、とりわけ次の任務を担う。

- ・開発評議会議長への助言および議長による諸決定の実施
- ・開発評議会の作業グループへの専門的支援および物資調達
- ・開発評議会の全体会、メトロポールの討論カフェ、活動プログラムの枠組 みにおいて同評議会事務局が決定した各種イベント (プロモーション、資 料作成、広報、パーティーなど)の組織
- ・メンバーの熟考から生まれた開発評議会の事業に関する書類作成
- 開発評議会の広報戦略の実施
- ・活動プログラムおよび予算見積もりの準備とその執行に関する監査
- ・開発評議会の活動に固有の刷新の組織
- ・地域・レジオン・国境横断型の参加民主主義諸機関や開発評議会の全国・ レジオン連絡会議との専門的接合
- ・メトロポールの諸部局、MELのパートナー、および市民社会組織に向けた開発評議会の諸事業の専門的接合およびプロモーション
- この専門チームは、次のような最小限の分野担当者で構成されている。
- ・チームの促進とその代表、さらに開発評議会議長により決定されたロード マップの実施を担当するチームの責任者(常任)
- ·総務担当者(常任)
- ・主には開発評議会の活動の行政管理と物資調達を担当するチームへの支援 者

開発評議会の十全な自律性を保障するため、同評議会議長は当然この専門 チームの日常的な組織運営に関与する。とりわけ議長が参加するのは、目標の 規定と関係職員の労働時間の管理である。募集要項の作成や採用面接は、開発 評議会議長との密接な連携においておこなわれる。

【第15条】無償による MEL の設備および事務所の提供

MEL は開発評議会に対し、MEL 建物内にある全体会・イベント・作業グループの組織に必要な諸手段の使用について、使用権を留保した上で認める。すなわち、部屋の整備、音響装置、情報ツール、受付、そしてセキュリティ施設である。

これらのサービスの一部は、関係部局の同意を得た上で、各種行事が MEL の建物以外で実施される場合にも利用可能である。

開発評議会の全体会の議事録はメトロポール評議会担当部局の係官が作成 し、15日以内に同評議会へ送られる。

【第16条】有償による MEL のサービスの提供

MEL は開発評議会に対し、複写機の使用を認める。正当な理由のある例外を除いて、開発評議会の印刷は優先的にこの複写機でおこなう。この複写機の現物支給は高額請求につながり、同評議会の予算にも直接的な影響をもたらすものである。MEL が持続ある開発の分野にコミットしていることを踏まえ、印刷の要請は白黒の両面印刷に限る必要がある。カラー印刷は、その利用が資料の良好な理解にとって不可欠な場合か、広報用資料である場合にのみ認められる。

同様に、切手の貼付と郵便物の配達は MEL の担当部局によりおこなわれる (切手代は徴収)。

これらすべての現物支給にかかる費用は予算見積もりに計上される。

これらの現物支給は、当然、希望する現物支給の期間と費用を明確にした、 MELの関係部局に対する事前の電子メールでの要請の対象となる。

第5編 開発評議会の改選に対するリール・メトロポール・ヨーロッパの協力 開発評議会は、次のすべての部門における市民社会組織の代表者たちをメン バーとする。すなわち、MEL内の経済、社会、文化、教育、科学、そしてア ソシアシオンの諸階層と住民である。

開発評議会は、その内規に従い、180名のメンバーをもって構成される。開発評議会は、経済選出枠、社会選出枠、そして個人選出枠のメンバーからなる。

【第17条】開発評議会メンバーの改選

開発評議会は2年毎にメンバーの一部改選をおこなう。

メンバーの最初の任期は4年とし、再選は1回までとする。ただし、各メン

バーはその職務が自らの個人的・職業的な諸活動と両立不能となった場合には、任期満了前でもそれを一時中断することができる。同様に、開発評議会の諸活動にほとんどないし全く参画していないメンバーであっても、そのこと(個人的・職業的な諸活動との両立不能)を確認したあとに実施される一部改選の際、その任期の延長について提案を受けるものとする。

メンバーの一部改選は公募によりおこなわれる。その選出プロセスは、MEL 議長の承認のもとで、MEL 事務局により組織される。開発評議会のメンバー構成は、候補者が有する社会・文化・居住地などのオリジンや候補者が帰属する社会・職業的カテゴリー以外に、主として慣習知を持ちあわせた候補者のモチベーションの高さといった複数の基準に基づいて選定される。

もし開発評議会の全体会における完全な代表性の確保という目標の実現が困難と判断される場合、開発評議会は改選のプロセスにおいて多様性の要請を尊重し、これを充足しなければならない。

経済・社会選出枠については、開発評議会の事業に参加する意欲と能力のある組織の代表者たちが、各団体の推薦を受けて立候補する。

個人選出枠については、メンバーはその個人の名において議席を有し、特定 の組織を代表しない。

メンバーのリストの有効性が開発評議会事務局により宣言された場合、当該リストは開発評議会議長により MEL 議長へ通知される。経済・社会選出枠メンバーのリストは公表される。個人選出枠メンバーのリストは承認を受ける。

改選手続のあと、開発評議会のメンバー全員のリストがメトロポール評議会 へ通知される。

開発評議会に任期途中で空席が生じた場合は、新しいメンバーを指名する。こうした臨時の改選は内規において定められた方法で実施される。新しいメンバーの氏名は MEL 議長に通知され、当該メンバーの選出枠に従い、公表または承認がおこなわれる。

【第18条】開発評議会議長の改選

開発評議会議長の任期は3年とし、再選は1回までとする。

MEL 議長は開発評議会議長の候補者を1名推薦する。この推薦は MEL 事務局の同意を得たのち、開発評議会の全体会での投票にかけられる。投票結果は出席メンバーの過半数をもって決する。

開発評議会議長の改選において、MELはパリテ〔男女同数〕の尊重と選出 枠間でのバランスのとれた代表を特に重視する。

開発評議会議長を任命したのち、MEL議長、開発評議会担当副議長、そして開発評議会議長の会合は、任期の3年間における基本方針と事業のパースペクティブを共有するためにおこなわれる。

リール市にて、

ダミアン・カステラン リール・メトロポール・ヨーロッパ議長 アニェ・ドゥモシ MEL 開発評議会議長

* * *

メトロポール評議会議決

2015年4月17日読会

以上

※本資料は、平成26-29年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)「フランスの自治体間協力型広域行政組織における(直接/間接)民主主義改革の研究」(研究代表者:中田晋自)「JSPS 科研費26380178」による研究成果の一部である。

注

1)「市町村」と訳される場合もあるが、日本のように市町村それぞれについて制度上の区分はない(パリ・リヨン・マルセイユ三大都市の特別制度を除く)。2014年現在、フランス本土に36,552のコミューンがある(フランス内務省資料)。

- 2) EPCI は、その圏域全体に関わる共通のプロジェクトに対して政策の実施手段や事業を分担するため、複数のコミューンの協力により設立される公法上の法人(personne morale)である。なお、本資料では Établissement Public de Coopération Intercommunale に「コミューン間協力型広域行政組織」の訳語をあてているが、《établissement public》には、通常「公施設法人」の訳語があてられる。この公施設法人とは、フランスでは「公法上の法人格を付与されているが、一般的な管轄権限を有さず、特定の公役務を遂行することを目的とする団体」とされ、地方公共団体とは明確に区別されている。横道清孝「市町村の広域連携における日仏比較」、(財日本都市センター『都市とガバナンス』第16号、2012年、46頁参照。
- 3) Loi nº 2014–58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles (La loi de MAPAM).
- 4) 2014年1月のMAPAM法が定める「メトロポール改革」にはどのようなねらいがあり、同法に基づく「リール・メトロポール大都市圏共同体(Lille Métropole Communauté urbaine)」からMELへの移行作業がどのようにおこなわれたのかについては、拙稿「フランスにおける大都市圏の拡大と自治体間協力型広域行政組織―2014年のメトロポール改革とリール・メトロポールの対応―」、『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』(2016年3月)を参照。
- 5)「開発評議会」とは、2003年に設立されたその全国組織「開発評議会全国連絡会議 (La Coordination Nationale des Conseils de Développement)」によれば次のように説明される。すなわち、同評議会の現在の制度的枠組みは「共和国の新しい地方組織に関する2015年8月7日の法律(Loi n° 2015-991 du 7 août 2015 portant nouvelle organisation territoriale de la République)」(いわゆる NOTRe 法)の第88条により修正された「地方公共団体一般法典」(メトロポールの開発評議会について規定した章)のL.5217-9条において規定されているが、これに初めて法的根拠を与えたのは1999年のいわゆる「ヴォワイネ法」(la loi Voynet: loi LOADDT du 25 juin 1999)であった。

http://www.conseils-de-developpement.fr/les-conseils-de-developpement/

なお、「地方公共団体一般法典」のL.5217-9条によれば、開発評議会は「経済・社会・文化・教育・科学技術・アソシアシオン分野の代表者たち」により、無報酬の原則に基づいて組織されるが、設置の如何は自由とされている。同評議会は「メトロポールの基本方針」や「将来計画に関する諸資料」、あるいは「地域の持続ある開発を促進するための地域諸政策に関する構想や評価」について諮問を受けるとともに、「メトロポールに関するその他のあらゆる問題」について意見を述べることができると規定され、同評議会が「年次活動報告書」を作成し、「メトロポール評議会」がこれを検討するとされている。また同条は、MELが同メトロポール評議会の内規によ

り定められた方法において「自らがメンバーとなっている近隣諸国の地方の公的機関、国境横断型協力組織、および欧州地域間協力連合」を MEL の開発評議会の事業に関与させるとも規定している。

- 6) Cadre de coopération entre la Métropole Européenne de Lille et le Conseil de développement de la Métropole Européenne de Lille.
- 7) 〔訳注〕住民が有する「慣習知」について、マルク・ボネは「獲得され伝承された様々な能力や、都市空間や私的空間あるいは近隣での社会的ネットワークや社会的諸関係において日常的に利用されるライフスキルやノウハウの総体」と定義している。Marc BONNET, «L'expertise d'usage des habitants: une impossible reconnaissance?», *Economie & Humanisme*, n° 376, mars 2006, pp. 61–63.
- 8) 〔訳注〕Aire métropolitaine de Lille. MEL を中心として、フランスとベルギーの23広域行政組織が加盟する欧州地域間協力グループ。
- 9) 〔訳注〕Eurométropole Lille-Kortrijk-Tournai. 2008年に設立された、フランスとベルギーの147コミューンが加盟する欧州地域間協力グループ。コルトレイクは、ベルギー・フランデレン地域ウェスト=フランデレン州の都市名、トゥルネーはベルギー・ワロン地域エノー州の都市名。